



# 町村 こうち

高知県町村会・町村議会議長会【広報誌】

<http://www.c-kochi.jp>  
<http://www.c-kochi.jp/gichokai>



## Contents/January

02 町村会長 新年ごあいさつ  
町村会役員一覧

03 議長会長 新年ごあいさつ  
議長会役員一覧

04 尾崎高知県知事 年頭所感

05~12 知事と町村長との意見交換会

13 県選出国會議員への要望活動  
県への要望活動

14~15 町村の取組(佐川町)  
16 交通災害共済

# 新年のご挨拶

高知県町村会 会長

池田 洋光



町村長の皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、西日本豪雨をはじめ地震、台風などの自然災害が全国で多発しました。本県におきましても甚大な被害が各地で発生し、首長の皆様にとりましては気の休まることのない一年であったことと存じます。被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うばかりでございます。

この度の豪雨災害に対しまして、全国町村会ほか全国23の町村会から総額2百9万円に上る見舞金をはじめとする大変心強いご支援をいただきました。高知県町村会では被災町村の状況把握に努めるとともに、被害の程度に応じて5町村に配分させていただきました。あらためて町村会の絆の深さを痛感いたしますとともに、各町村会のご厚志に心から感謝申し上げる次第です。

さて、今年は31年にわたり続いてきた平成に代わり、5月より新元号のもと新たな国づくりが始まる節目の年です。地方創生の切り札である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度でもあり、我々町村が新たなステージに向けた取り組みを進めるための財源については、地方交付税をはじめとする一般財源総額をしっかりと確保しなければなりません。

そのためには国政における発言力が重要となります。今年7月に迎える参議院選挙では、昨年成立した改正公職選挙法の議員定数増の措置がなされましたが、一方で地方の民意を国政に反映する機会と権利を失う「合区」の解消には至っておりません。しかしながら、県勢浮揚の道標として「おらんくの議員」に国政で活躍していただくためにも、今後とも町村長の皆さまをはじめ各団体とも一致団結して粘り強く合区解消に向けた運動を展開し、地方の利益を守っていきたいと考えます。

また、10月には消費税が10パーセントに引き上げられます。その財源を活用し幼児教育の無償化などが計画されていますが、導入にあたっては町村に新たな財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置が講じられるよう求めてまいりたいと思います。

本年も、県内町村の発展のために力を合わせ各種活動に取り組んで行くことを決意いたしますとともに、皆様のご多幸と町村の益々の発展を祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



謹賀新年

高知県町村会

|      |                     |
|------|---------------------|
| 会長   | 池田 洋光<br>(高岡郡中土佐町長) |
| 副会長  | 松延 宏幸<br>(安芸郡東洋町長)  |
| 評議員  | 和田 知士<br>(土佐郡大川村長)  |
| ”    | 上村 誠<br>(安芸郡北川村長)   |
| ”    | 岩崎 憲郎<br>(長岡郡大豊町長)  |
| ”    | 小田 保行<br>(高岡郡越知町長)  |
| ”    | 中尾 博憲<br>(高岡郡四万十町長) |
| 監事   | 大石 弘秋<br>(吾川郡仁淀川町長) |
| ”    | 和田 守也<br>(土佐郡土佐町長)  |
| 常務理事 | 武内 孝幸<br>(町村会事務局長)  |

2019

# 新年のご挨拶

高知県町村議会議長会 会長  
**川村 雅士**



新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい平成31年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、県内各町村議会議長並びに議員各位、議会事務局の皆様方には、一方ならぬご理解とご協力を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

昨年は、西日本豪雨や北海道地震、相次ぐ台風の襲来などにより、多くの尊い人命と日々の平穏な暮らしが奪われました。

これらの災害により、お亡くなりになられました方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々、並びに自治体の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。また、西日本豪雨の際には、全国各地からお見舞いや励ましの声をいただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、国におきましては、昨年10月に第4次安倍改造内閣が発足しました。

政権が進めてきた地方創生、働き方改革、更に合区解消など、国民生活に直結する議論が今後さらに加速されるものと思われまます。

一方県内では、一昨年、大川村から全国に発信された「議員の担い手確保」や地方自治法第94条に規定する「町村総会」の検討がきっかけとなり、特に「担い手確保」については、県内外の多くの町村議会が抱える共通の課題であることから、各町村において継続した議論がなされております。

このような中、昨年11月開催の町村議会議長全国大会におきましては、「議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する重点要望」を全国927町村議会の総意として全会一致で決定し、国に対して実行運動を展開したところでございます。

町村は今、少子・高齢化、人口減少や地域の社会構造の変化、コミュニティ基盤の弱体化など、その取り巻く環境はますます厳しさを増しておりますが、われわれ町村議会におきましても、町村長の皆様方との連携をより一層密にしながら、我が故郷の集落や活力を維持し、住民の暮らしを充実・向上させるよう懸命に取り組まなければなりません。

私としましても微力ではありますが、高知県町村議会議長会の先頭に立ち、町村の振興・発展のため、当会の活性化と会務の円滑な遂行に努めて参る所存でありますので、各町村議会の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご多幸をご祈念申し上げまして新春のご挨拶とさせていただきます。



謹賀新年

高知県町村議会議長会

会長

川村 雅士  
(土佐郡土佐町)

副会長

岩垣 實男  
(安芸郡北川村)

”

谷 正美  
(幡多郡大月町)

理事

西岡 尚宏  
(安芸郡東洋町)

”

村田 秀作  
(安芸郡田野町)

”

高橋 幸十郎  
(吾川郡いの町)

”

若藤 敏久  
(吾川郡仁淀川町)

”

中城 重則  
(高岡郡中土佐町)

”

上釜 清  
(高岡郡梶原町)

監事

山中 隆  
(安芸郡馬路村)

”

大崎 公孝  
(高岡郡津野町)

参与

武内 孝幸  
(議長会事務局長)

高知県知事

## 尾崎 正直

高知家の皆さま、  
あけましておめでとうございます。

旧年中は、県政の推進に多大な  
ご理解とご協力を賜り、誠にありが  
とうございました。

本年も引き続き、対話と実行を  
基本姿勢として、全力で県政運営  
に取り組んでまいります。



### 産業振興計画

## 今後5年、10年を視野に入れて

平成21年度にスタートした「産業振興計画」による地産外商の取り組みも10年目を迎えます。この間、多くの方が新たなチャレンジをされた結果、県内総生産や各産業分野の産出額等の経済指標も上昇傾向に転じており、本県の経済は、「人口減少に伴って縮む経済から、拡大する経済」へと構造転換を果たしつつあります。この拡大傾向を将来にわたり確実なものとするため、施策群をより実効性の高いものへと改善を図りながら、全力で取り組みを進めているところです。

来年度は第3期計画の最終年度となることから、各々の目標を達成するために一段と強化すべき施策はないか検討を重ねるとともに、本県経済の発展を先々にわたり確実ならしめるために、今後5年、10年を視野に入れて何に取り組むべきなのかといった視点で議論を深め、来年度のバージョンアップにつなげていきたいと考えています。

### 〔移住促進の取り組み〕

移住促進の取り組みについては、10月末時点での本県への移住者は577組、対前年比23パーセントの増となっており、本年度の目標である年間移住者900組の達成に向けて順調に推移しております。引き続き、オール高知の体制である移住促進・人材確保センターが中心となって、民間団体や市町村と連携しながら、地域の様々な人材ニーズをしっかりと掘り起こすとともに、移住希望者の属性や志向を踏まえつつ、こうした人材ニーズを都市部の移住希望者に向けて戦略的に情報発信してまいります。

### 〔観光振興〕

#### リョーマの休日

#### ～自然&体験キャンペーン～

観光振興の取り組みについては、最終盤を迎えた幕末維新博にはこれまで300万人を超える方々にご来場いただきました。2月からは「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」がスタートします。これまで磨き上げてきた食や歴史資源に加えて、自然景観、体験など本県の観光面での強みを余すことなく生かそうとする取り組みであり、市町村や観光事業者、地域の皆様としっかりと連携して、県外観光客入込数435万人の定常化という目標の達成を目指してまいります。

また、自然体験型観光の資源は中山間地域に多く存在することから、この取り組みは、中山間対策にも直結するものと考えています。地域地域において、その持てる資源や魅力に新たな付加価値を付け、外貨を稼ぐことができるレベルまで磨き上げを行う一連の取り組みを県内全域で加速してまいります。

こうした政策で具体的な成果をあげるには、地域の实情に詳しい、市町村の皆様との連携・協働が欠かせません。県勢浮揚を図るため、皆様と共に、全力で取り組んでまいりますので、本年も皆様より倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして幸多き一年となりますよう、また更なる町勢・村勢の浮揚が実現されますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

町村こうち ①



## 地域福祉政策等の 諸課題を意見交換 知事と町村長の意見交換会開催

高知県町村会は、11月6日(火)に高知県自治会館において、知事と町村長との意見交換会を開催した。

意見交換会には、尾崎知事、岩城副知事をはじめ、県幹部職員と町村長が出席した。町村長からは、各地域がかかえる様々な課題を解決するための提案や発言があり、知事との間で活発な意見交換が行われた。



▲開会の挨拶を述べる池田会長

## 保健・福祉・教育の連携による青年層の 社会的自立に向けた、切れ目のない支援のための 居場所と体制の整備について(日高村)

義務教育終了後の引きこもり、不登校、制度の間隙にいる発達障害児・者の教育的支援、就労支援ができる居場所、体制づくりの整備のための人的、財政的支援が必要と考えます。

例えば、専門のスキルを持った指導員及びスタッフの配置や、教員のOB(勉強を教える役割のもの)の配置、更には宿泊機能を備えた居場所の整備といった環境整備を進め、15才からの青年層及び40才までの居場所を作ること、特性や環境の理解にあわせて、多面的な支援(家庭相談、家庭支援、ひきこもり支援、就労支援)を実施することができ、関係諸機関と情報連携・行動連携のもとで、適切な進路選択・就労定着までのサポートを充実させることが可能となります。そして、これらの取り組みがうまく機能することによって、発達障害児・者が社会から孤立することを防ぎ、ひきこもりや種々の問題行動などを引き起こす原因の予防にもつながると考えます。



日高村

▲日高村 戸根村長

### ▼尾崎知事

義務教育までの段階において様々にサポートをしていますが、その後突然サポートの体制が切れてしまう、ということでは確かにいけない、ということかと思えます。そういう意味において、例えば療育福祉センター内の発達障害者支援センターや、若者サポートステーションの取組み、精神保健福祉センター内のひきこもり地域支援センター等、こういうものを通じて本人の状況に応じた支援を行っているところですが、必ずしもこういった支援は、もう一段、地域地域に密着した取組みということではなければ、実効を上げられない場合があるのではないかと、というのは確かにご指摘のとおりだと思います。

まずは、若者サポートステーション等既存の制度をしっかりとお使いいた

だきたいと思いますが、併せて地域において、よりきめ細かいやり方はどうか、ということの検討を進めていくということは、大変意義深いことではないかと思っております。日高村において様々に検討を進められておられると伺っておりますが、ぜひ一緒に勉強をさせていただいて、これは、ということであればバックアップもさせていただき、またそれが非常に良いモデルということになっていく中において、制度を一般化することも視野に入れて取組みさせていただければと思います。確かに支援機関はありますが、もう一段地域性の密度の濃いものでなければ意味はないのではないかと、というのは確かにその通りだと思ったところでございます。



尾崎知事

## 発達障害を有する 児童生徒への支援について(田野町)

近年、教育現場で大きな問題として取り沙汰されているものの一つに、発達障害を有する児童生徒の問題があります。

医療的分野において治癒は非常に難しい発達障害ですが、早期の段階から社会的に自立できるように支援を行うことが有効であると認識されています。

そこで義務教育終了までの重要な時期の教育を受け持つ市町村として問題となるのが、第一に、特別支援学級の編製の基準が1障害種別ごとに児童生徒8名につき1クラスという現状であります。

発達障害を抱える児童生徒へのより手厚い支援を行うため、特別支援学級の編製の基準を現行の8名から7名又は6名へと引き下げる見直しを国に働きかけて頂きたいです。

第二に、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常学級で学ぶ場合の支援体制の確保あります。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、特定の教科については通常学級で学ぶことが可能である場合が

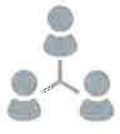


▲田野町 常石町長

ありますが、多くの場合、当該児童生徒の担任(特別支援学級の担任)は、当該児童生徒に付き添えず、当該通常学級の担任が当該児童生徒に対する支援対応も併せて行うこととなります。

当該児童生徒への必要な支援と、通常学級の児童生徒への教育及び学級運営を共に円滑に行っていくためには、一定の支援体制が必要であると考え、当町をはじめ多くの市町村が独自の支援員を配置して対応にあたっておりますが、財源が単独費となっているケースも多く苦慮しております。国及び県による財政措置をお願いしたいと思います。

第三に、そのような児童生徒が義務教育終了後に進学した際に、高等学校には特別支援学級制度が存在していないと認識しております。この件に関しましても何らかの対策を執っていただきたく、国に働きかけをお願いします。



### ▼尾崎知事

それぞれの学級の少人数化に向けた国に対する提言について、教員定数の充実と併せて、全国の都道府県教育長協議会や教育委員協議会を通じて皆さんと共に引き続き要望していきたいと思っております。

それから、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常学級へ入る際に、特別支援学級から担任の先生がついていければ一番いいけれどなかなかそうもいかないという時に、一定この支援員さんでフォローする体制も大事だと思います。そのためのバックアップについて、ごもっともなお話だと思います。ひとつには教育政策課の補助制度として、教育版の地域アクションプランというものがあまして、これは各市町村の教育における非常に特徴的な取組をされるものや、市町村の発意で出されたものを応援していく仕組みなので、こちらでも支援員さんのバックアップもできますので、ぜひこれなどもお使いたいと思います。併せて、それでもなかなか大変という場合には、加配教員の配置とか、通級指導教室の増設とか、県による支援員の配置等々、現状の改善に向けた取組方法を検討していければと思っています。もし、数名程度で対応できるのであれば、教育版の地域アクションプランなどもご検討賜れば幸いです。

3点目はなかなか難しい話でありまして、公立高等学校においてどういう対応をしていくのかということです。私も教育再生実行会議等のメンバーとして参加しているので、問題提起すべきことなのだと思います。県の対応としては、

通級による指導という取組につ

いて今年度から、県東部中芸高等学校、それから城山高等学校に開設したところなのですが、これは大事なことなので、今後県中部と県西部にも、通級によるバックアップについて対応を拡大していきたいと考えています。もう一段、高等学校段階におけるきめ細かな対応をしていくということについて、まずは、県としてできる通級対応を拡大することと、併せて高等学校全体としてどう考えるか。ちょうど今、教育再生実行会議でも高等学校の議論

をしているところでですので、その中でも提起していければと思っています。



町村こうち

## 県立高校の魅力化について (土佐町)

現在、県立高等学校再編振興計画の前期実施計画が終わり来年から後期実施計画が始まるにあたり最終のとりまとめが行われているところだ。

人口減少が進む中、児童生徒数も減少してきており、特に中山間地域の小、中、高等学校においては、減少による教育環境の低下が懸念されているところであり、嶺北地域においても小、中学校の統合等で教育の質の確保に努めております。

また、嶺北高校については、生徒の減少に加え、学力の向上やクラブ活動を求めて地域外に進学する生徒が多く、充足率も低下してきております。

高校の廃校は、地域の子供の教育の機会だけでなく、地域の経済や産業の担い手までも失うこととなりかねないことから、嶺北高校の存続に向けて、本年3月に嶺北4ヶ町村と高校とで「嶺北高等学校魅力化の会」を発足し現在、嶺北高等学校魅力化推進協議会で魅力化プロジェクトに取り組んでおります。

地域内外に嶺北高校の魅力を保ち、生徒の確保に繋げる取り組みの大きな柱として、海外留学や国際交流等、グローバル化の推



進や公設塾の設置等による学力の向上、そして部活動の魅力化や探求学習並びに地域創造の取り組み、更にはカヌー留学等による生徒確保などに努めております。

嶺北高校の魅力化につきましても、県教委をはじめ行政、嶺北高校、地域住民、PTA、等で連携を取りながら進めておりますが、留学生の受け入れのための寮の運営や整備、組織体制、財政負担の問題等、課題は多いです。

県立高校の魅力化は、嶺北地域だけでなく多くの市町村が抱えている問題であり、人口減少が進む中、今取り組まないと手遅れになるのではないかと考えております。そこで「地域の子供は地域で育てる」ことを合言葉に県立高校の魅力化に県としてご支援をお願いいたします。

### ▼尾崎知事

「中山間地域の高等学校を地域活性化の拠点にする」とそれぐらいのつもりで取り組みをさせていただきたくております。中山間地域から仮に高等学校がなくなるといことになること、本当に色んな意味で弊害が大いにあると思っております。今回の再編振興計画の中でも、できる限り中山間の学校を残したい、もっとと言いますと、単に残すということにとどまらず、活性化していくような方向で取り組みを進められるようにしていきたい、そのように思っております。そのための様々な支援策について検討しております。また、色々ご意見を伺わせていただきながら、そういう支援策を作った我々としてバックアップさせていただけたらと思っております。中山間の高等学校が栄えていくためにも、外から学生を呼んでくる、移住者の皆さんに来ていただいて、そのお子さんを、ということを含めて外に開かれた高等学校にしていくということが、やはり大事だろうということです。どうしても地元だけでは、人口ピラミッドの構成上、これからジリ貧になっていって廃止ということにならざるを得ない。逆に言いますと、開かれた高等学校があることによって、Uターンも含めて移住者の皆様方も来やすくなって、若者たちが残りやすく、また帰ってきやすく、来やすくなって、そういう方向の循環が回っていくように取り組んでいきたいと思っております。そのためには、例えば非常に特色のある部活動をする、それから寮も良い寮である必要があるでしょうし、部活動の練習が雨天でもできるような施設があったりすると、その寮が非常に充実している、練習環境が充実しているということで、例えば「高知にカヌー留学に来てみよう」等、そういう子どもが来てくれるようになる方向にできるのではないかと考えております。

実は私、浦ノ内のカヌー場に行って参りました。屋内の木で作った美しい練習場ができていたことが、その中では雨だろうが夜だろうが、カヌーを漕ぐことができる機械があるんです。鏡の前でそれを漕ぐことによって、フォームを確認することもできれば、筋力トレーニングもできる。今時そういう施設もなければ、なかなかカヌー競技に本格的に参戦することが難しいと、そういう話も伺いました。逆に言いますと、そういう施設を完備することができれば、高等学校の中で、カヌーの練習環境としては最高のものになる、そういうことも可能になると思っております。我々も財政上の限界もありますけれど、それを踏まえた上で、なんとか地域の高等学校が果たす多様な重要性に鑑みたくて後押しをさせていただくような制度をぜひ考えさせていただきたいと思っております。

他方で、小規模校であり続けて本当にいいのか、教育環境の面において小規模校で有るが故の不利をどう考えるのか、とい

う問題があります。例えば社会性の育成などの問題もありますが、その点については、地域社会の関わり等で補っていける側面はあるかもしれません。ただ、決定的に中山間が不利になりがちなのが、学力・学習の面でありまして、例えば医学部に進学しようとするれば、数IIIや物理をしっかりと学習する必要があります。しかしながら、それだけのスペシャリティのある教員を全ての学校に配置することはできないわけであり、中山間の生徒数の少ない学校に配置されている先生は物理専門ではなく、およそ理化学一般を教える教員であったり、今後力量を上げていくにしろ、若い教員であったり、数IIIの受験指導までできる教員でなかったり、中山間特有の不利さがあるわけです。それを補う仕組みをICTもうまく活用してできないものかと検討しております。例えば高知市内には数学のカリスマ教員がいて、そういう教員の授業をICTの力を借りて中山間に配信して、学習面の不利を補うことができるような仕組みを作ることができないか、またそういう仕組みを作ることによって、強みとしてUターンやUターンをより喚起することもできないか、考えているところでございます。このことは、本当に大事ですので、大いに力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、教育再生実行会議でも「高等学校の教育の在り方について」ということでワーキンググループを作って検討が進められています。分科会として2つ作られていて、ひとつはICT、AI時代における教育の在り方はどうかということを検討していて、中国などでは小学校からプログラミング教育やデータサイエンスを始めているので日本も対応する必要があるのではないかと、それをどう充実させるか検討しているワーキンググループです。もうひとつが「中山間の高等学校の在り方」について議論するワーキンググループです。閉鎖の方向というよりも、まさに地域活性化の拠点となるような前向きな方向で議論するワーキンググループであると私は受け止めています。そういう方向で発言していきたいと考えています。中山間の高校へ行かそうという発想が国を含め出てきつつあるのではないかと考えております。ぜひまた国の議論をそういう方向に持っていけるよう、発言含め頑張っておりますので、ぜひ一緒に取り組んでいけたらと思っております。

## 公共建築施設等の木造化に対する支援拡充について(津野町)

全国の地方公共団体は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」に基づき、公共建築物の木造化に積極的に取り組んでおり、高知県内でも高知県を筆頭に全市町村が、「県産材利用推進方針」を定め、県産材の需要拡大による森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域の活性化に積極的に取り組んでおります。



津野町におきましても、現在、非木造での建築が大部分を占める消防庁舎において消防団本部及び屯所との合築による木造構造の防災拠点施設の建築に取り組んでいるところであり、財政措置について林野庁や高知県とも情報交換を行っておりますが、現状は木造化に対する支援策が非常に弱く感じております。

高知県は、平成30年度から「非住宅建築物木造化促進事業費補助金」を創設し、木造施設設計に対する支援を開始しましたが、林野庁事業では、建築工事に対する補助率は15%と低く、庁舎、消防署、警察署に至っては「不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外」となっています。

また、国土交通省のサステナブル建築物等先導事業では、施設用途による制限はないものの、面積要件が1000㎡以上の施設が対象となっています。

中山間地域の庁舎や消防庁舎は、各種団体の会議や研修など最も住民の利用の多い施設であり、全国の地方自治体等が地元産材の利用拡大や公共施設の木造化に取り組む中で、現在の国の支援が非常に使いづらい制度となっていることから、林業先進県である高知県が一丸となり、国への「思い切った公共建築施設等の木造化に対する支援の拡充」要望の声を高めるべきと考えます。



### ▼尾崎知事

できる限り木造施設を普及させていくためにも、もう一段国に対してしっかり声を上げていきたいと思っております。近日林野庁にも行く予定ですので、そこでもそういう話をさせていただければと思っております。

林業の今後の振興のために、大きく言って2つあります。ひとつは建材としての木材需要をいかに拡大できるか、そして建材としての木材を作れる体制をいかに作ることができるか、この2つが非常に大事だと思っています。建材としての木材を本格的に現代のビルにも使えるようにしていくためにも、JAS認定を受けられるようなものを作れる、そのためにも乾燥の体制を強化していただくか、そういう取り組みを普及させてくことで県内製材の付加価値向上につながる努力をすることが大事だと思っていますが、併せて何と言っても木材需要そのものをいかに拡大できるかということが重要で、その中で順番として

公需から民需に火をつけていくということになると思いますので、そういう観点からも国に対して、もう一段門戸を

広げて様々な応援していただけるように訴えていきたいと思っております。

ちなみに民需の方も、経済同友会の皆さんとタイアップして、各関係企業の施主となられる皆さんに木を使ってもらうよう訴えたり、建築士さんに木造の建物を建築している方がもう一段大きいビルを建てられるように研修をしたり、ビル専門の建築士さんに木を使ってもらったり、そういう取り組みをしています。また、公需についても東京都の小池知事が「ブロック塀を木でやろう」ということで、全国知事会の中で木材活用プロジェクトチームを立ち上げたので、小池知事がPT長で、私がサブリーダーとなって一緒に取り組んでいます。このように多様な主体の中でいろいろと機運を盛り上げていこうとしているところでございます。何といたっても国の後押しが大事ですので、より柔軟な対応を訴えていきたいと思っております。



尾崎知事



## 治山事業・林道事業の推進について(いの町)



いの町の90%以上を占める森林は、地球温暖化ガスの吸収、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全など多くの公益多面的機能を有し、私たちが安全に安心して暮らしていくうえで重要な役割を果たしています。

平成29年7月の北九州北部豪雨、また、先の平成30年7月豪雨では、山腹崩壊に伴い発生した流木が、下流に大きな被害を与えたことは、記憶に新しいところです。



近年、局地的な豪雨が頻発し、また、東南海トラフを震源とする巨大地震の発生も懸念され、山地災害による甚大な被害が発生する危険性が高まっています。



山地災害から町民の安全な暮らしを確保するためには、効果的、効率的な治山事業を積極的に推進していくことが重要です。

また、災害に強い森林づくり、更なる原木生産を進め、林業の振興、中山間地域の活性化を図っていくために、不可欠な林道事業も併せて推進する必要があります。

今後におきましても、治山事業については、治山事業要望箇所の早期着手と予算拡充、予防治山事業の積極的な申請、また、林道事業については、県営林道事業の早期完成と予算拡充の実現が図られますようお願いいたします。

### ▼尾崎知事

治山・林道事業ともに予算の拡充が必要な分野だと思っておりますので、林野庁でも改めてしっかり訴えていきたいと思っております。



まず、治山事業についてですが、林地災害は色々特徴があると思っております、ひとつには流木が川に溜まり、それが二次災害を引き起こすという意味で、これがなかなか大変であるということ。さらに林道路網の、例えば入口の部分が林地崩壊した場合、森林の施業地全体が使えないということになり、非常に広範囲に経済的にもダメージを及ぼしかねない災害であるということがあります。そういうことを考えても、治山の取組みについては、色々な意味で複合的な災害を防止するために重点的に対応していくことが大事だろうと思っております。何といたっても大事なことは、もう一段総額を増やすことでありまして、それをしっかり訴えていかなければならないと思っております。その上で、現行の中では、配分される予算が限られておりますので、優先順位をつけて、例えば避難施設等の重要な保全対象がある箇所は優先するという形での対応を図っていききたいと思います。まずは当初予算と補正予算でしっかり確保する、併せて異常気象が異常でなくなっている状況など踏まえて、もう一段国においても事前の対策を充実させる点や復旧復興の観点から予算を増やすべきと訴えていこうと思っております。

林道事業について、こちらでも重要ですが、ただ林道をたくさん抜いていくためには膨大な予算がかかる。林業の振興のためにも、いわば工場のラインを整備する感覚でこの林道の路網密度を上げていくような取組みをしっかりと行わなければならないと思っておりますが、そういう意味でも予算の確保を訴えていききたいと思います。当面この



予算の中においてしっかり獲得する取組みに加えて、費用対効果の高い分野から優先的に行っていくことが非常に大事だろうと思っております。林道整備促進協議会をそれぞれの地域で林業事務所と皆さんで立ち上げさせていただいておりますが、こちらの方で「ここは特に効果が高い」と思われる箇所や、開設効果が早期に発現できるような継続路線を選んで、B/Cの特に高いところから優先的に林道整備を進めていくという方針でいきたいと思っております。

作業道ではなく、本格的な林道整備というものはしばらくストップしていた時期もありましたが、これを再開することとしたのは間違いありません。ただ、費用も時間もかかることから、最も優先度の高いところ、費用対効果の高いところを見極めてそこに選択と集中をして対応していくと、そういう方針でいかせていただきたいと思います。併せて国全体の総額も増やしていけるよう訴えていければと思います。

## 自然・体験型観光の推進及び 広域連携の充実について(佐川町)

ポスト維新博として全県的に取り組む「自然・体験型観光の推進」を、中山間地域の活性化に繋げるためには、多くの地域や事業者が積極的に体験型観光プログラムに関わることができる仕組みや、広域市町村間での連携を深めることができる仕組みを作ることが大切と考えます。

現在、旅行形態の指向が団体・見学型から個人・体験型に移り、今後もその流れは継続することが見込まれることから、佐川町では、全国各地域で展開されている「おんぱく」の手法を活用した体験博覧会「わんさかわっしょい体験博」を、平成30年度から10程度のプログラムで試験的に導入し、平成31年度から本格的に開催することにしております。

中芸地域で取り組んでいる「ゆずFeS」など、近隣市町村や市町村単位で広がっている体験型観光を、より広域的なスキームで考えることにより、新たなプログラムの開発に繋がったり、周遊性を高めたりすることで、より大きな経済効果が期待できるのではないのでしょうか。



人口減少が進むなかで、観光地であるなしに関わらず、地域経済の維持・発展のためには、観光を切り口とした地域づくりが求められる時代となっており、「れんけいこうち広域都市圏」を活用した取り組みの検討など、全県的な取り組みの推進について、意見交換出来ればと考えます。

### ▼尾崎知事

れんけいこうちは高知市に大いに頑張ってもらいたいと思いますが、予算も3億円くらいのもので、なんでもかんでも組み込めるのかというところ、それほど財源も多いわけではないので、その前提も大事かもしれません。ですから、れんけいこうちとして取り組んでいくことが最も効果的なものに、一定選択と集中をしなければならないのかなと思います。そういう意味では二段階移住の取組みなどは、県の政策とタイアップして非常に効果的だと思っています。まだ、移住者2件ですが、200件くらいになってもらいたいと思っています。県として高知市と一緒にやっています。ただ、県がれんけいこうちに乗りたくないということではなく、れんけいこうちの枠組みの中で「これを事業として取り上げよう」というものに対して、県は後押ししていると思っています。

この「おんぱく」の取組み、民間の皆さんが地域で観光的なものに取り組もうとするときに、ハードル低く、まず初めの第一歩、第二歩を踏み出すことのできる仕組みとして非常に有効だと私も思います。ハードル低くまずスタートして、好評を博したものについては定例化していくとか、通年化していくとか、四定条件を付けた取組みに拡充していくとか、そういうことにつなげられるのではないかと考えています。

ちなみに今、自然&体験型観光キャンペーンということで、30くらい新しい取組みがあるのではないかと考えていますが、県が行う土佐の観光創生塾を通じて、民間の事業者のみならず旅行エージェンツから来ていただいている専門のアドバイザーと一緒に議論を重ね、新しく取り組もうとするプログラムが45件くらいあるそうです。この件数が出てきているのはなぜかというところ、地域博覧会をやってきて、その経験の中で地域の皆さんが観光をプロジェクト化していることと、

土佐れいほく博のように本格的に新しい博覧会を立ち上げていこうという流れがあることも多いに後押しになっているんだと思います。

市町村の皆さんが主体的に取り組まれる一定大きな仕組み、こういうものをしっかり地域に根付かしていくような取組みをしていくこと、例えば、北川村の北川村温泉、スノーピークさんがあり、さらに柏島でも新たな展開が図られる、ということにしていく。その次に、土佐の観光創生塾で、民間の事業者の皆さんが四定条件を付けて商品化していくとする取組みの後押しをしていく、さらに、初めて観光にチャレンジされる地域や皆さんが、新しい取組みをスタートされる、そのゆりかごとして、この「おんぱく」の取組みは非常に有効ではないかと思いました。

もっと言うと、観光は普段はやらないけれど3日間だけやろう、そういう方もおいでになると思います。そういう方を応援させていただき意味においてもこの仕組みは有効だと思いました。

まず、佐川町でやられるのですよね？その中で自然&体験型観光キャンペーンの中に一緒に組み込ませていただいて、これを対外的にプロモーションさせていただきたいと思っています。

併せて、観光の取組みについて紹介させていただいたり、横展開を図らせていただくスキームもありますから、この「おんぱく」の取組みは有効ではないのでしょうか、ご紹介させていただければと思います。



尾崎知事



## 観光振興に関わる トイレ整備について(越知町)

本町は、越知町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる体験型観光拠点整備事業の推進に関わる「かわの駅構想」として、カヌー・ラフティングの発着場である宮の前、日ノ瀬の両キャンプ場の再整備へ着手しています。

日ノ瀬キャンプ場(スノーピークおち仁淀川キャンプフィールド)では、今年4月下旬のオープン以来、10月末までの利用者数が約6,300人となり、うち7割が県外客で、内10組が国外からお越しになられております。

また、宮の前キャンプ場(かわの駅おち)では、来年4月のオープンに向けて現在造成、建築工事中であり、両キャンプ場が稼働することで、さらなるキャンプ人口の増加や、来年からの自然・体験型観光キャンペーンを通して、県内の自然が再評価される絶好の機会が訪れようとしています。

キャンプ客等のアウトドア層に対しては、自然と人工物の融合による特別な空間の提供と、利便性の向上を図ることに加え、リピーターを確保するためには、観光客の満足度を向上させることが重要であり、特にトイレについては、その観光地の第一印象はもとより、評価にも直結する重要な施設



▲越知町 小田町長

であることから、女性目線での清潔さと快適性を兼ね備えた施設整備が必要であり、このことは県内に点在する小さな観光拠点それぞれに共通することと考えております。

高知県が新たに制度化された、自然体験型観光資源強化事業の必須要件である、新たに経済効果を生み出す事業戦略やクラスター形成等は、単にトイレ整備のみでは条件を満たしません。県内各観光拠点における観光客の利便性向上やおもてなし効果による「リピーターの確保」にもつながると考えておりますので、いったいどういったトイレを作るのかといった視点も含めて、高知県には柔軟な支援の検討をお願いします。

### ▼尾崎知事

カヌーやラフティングの発着点にする、というような工夫と一緒に考えさせていただきながら、トイレそのものというより、その一群のものが経済効果を生んでいくような仕組みも考えながら前に進めさせていただきたいと思っております。

今日唯一「トイレだけならちょっと…」と後ろ向きの発言をしようかと思っていたのですが、お話を聞いたら、我々としてももう一段考えさせていただきたいと思っております。

経済効果を生む仕組みというものを応援させていただくことについては、私は非常にこだわっておりまして。というのは、こういう自然・体験型観光に取り組むにあたって、例えば遊歩道の柵だけがきれいになって、一方で新たな付加価値がないので観光客が増えずに、結局ただ維持修繕をただけになった、というようなことはぜひ避けたいと思っております。やはり中山間地域が外貨を稼ぐような新しい仕組みを作りだすことを応援させていただきたい、またそのような取り組みを支援する補助制度とすることで、そういう仕組みをあちこちで展開できるようになることが大事であろうと思っております。そうなるためにも、単なる柵を直すだけというのは対象にしないようにしようと、もちろん公共事業としてやらなければならない

ものは当然ありますけれども、観光の補助制度ではそういうものにはちょっと、というお話をさせていただいたところなんです。

ただ、中山間地域でまさにスノーピークさんのように6,000人の外貨が稼げるような地域になる、そういうことを展開できるような仕組みを作ることによって、本当の意味での経済効果、中山間振興につながるような事業にはならないと思っております、そこはこだわらせていただきたいと思います。

そういう点で、トイレもさることながら、ラフティングやカヌーを楽しんでいただくという話になってくれば、長時間に及ぶのでトイレや着替えの問題もあるでしょうから、それが故にソフト面で補助メニューの運用を容易ならしめており、多様な展開の知恵出しと一緒に考えていければと思います。



## 土佐れいほく博への支援について(本山町)



▲本山町 細川町長

嶺北地域では、平成31年春に土佐町の「さめうら荘」がリニューアルオープンし、平成31年夏には、本山町に「アウトドアヴィレッジもとやま」がオープンする予定です。

さらには、大豊町が中心となり積極的に進めている体験型教育旅行の取り組み、大川村では、いの町、愛媛県西条市、久万高原町と取り組んでいる石鎚山系の連携事業において、登山やサイクリング等での観光振興を進めております。

このように、嶺北地域における観光振興に向けた大きな動きがある中、これを契機と捉えて、平成31年7月から12月までを期間として、嶺北地域ならではの「アウトドア」「食」「生活文化」の体験をテーマとした「土佐れいほく博」を開催することとし、平成30年3月に土佐れいほく博推進協議会を立ち上げ、現在、取り組んでいるところです。



しかしながら、ご承知のとおり、嶺北地域の4町村は、役場の職員・予算ともに少ない状況にあり、精一杯取り組んでいるところですが、限りもございます。

県におきまして、平成31年2月から展開する「自然・体験型観光キャンペーン」を始めとして、「土佐れいほく博」に対する格別なご支援・ご協力をお願いいたします。



### ▼尾崎知事

しっかり我々も共に取り組ませていただきたいと思います。ひとつには、引き続き県から「土佐れいほく博」へ事務局長の派遣を継続させていただきたいと思っておりますし、嶺北地域本部においても、全力で共にこの「土佐れいほく博」に取り組んでいきたいと思っております。併せて財政的にも広域観光推進事業費補助金等を活用して、引き続きしっかり応援をさせていただきたいと思っております。

それと、情報発信の観点からも自然&体験型観光キャンペーンの中で、土佐れいほく博をしっかりと位置づけて、PRも共にさせていただきたいと思っております。

ちなみに経済推進部会というのは、本山町の新しいアウトドア拠点の効果を地域に行き渡らせていくための色々な仕掛けづくりということですよ。素晴らしい取組みだと思います。その中から、例えば地域アクションプランとか集落活動センターとの分業体制とか、新たなそういうものが生み出されていくのであれば、本当に素晴らしいことだと思いますし、

まさにそういうことをいい意味で誘発していくことが、嶺北地域本部の仕事でありますから、よく話し合って、一緒に前に進めていただければと思います。



尾崎正寛

尾崎知事



▲開会の挨拶を述べる和田副会長

▲会の模様

## 全国町村長大会決議事項、平成31年度税制改正に関する緊急要望等を県選出国會議員に要望

平成30年11月28日(水)、池田洋光高知県町村会長(中土佐町長)は、同日開催された全国町村長大会で採択された大会要望、平成31年度税制改正に関する緊急要望、ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強

化に関する要望などの実現方について、県選出国會議員に対し、町村の現状を説明するとともに、その解決に向けて実行運動を行った。



▲石田祝稔衆議院議員への要望



▲高野光二郎参議院議員への要望

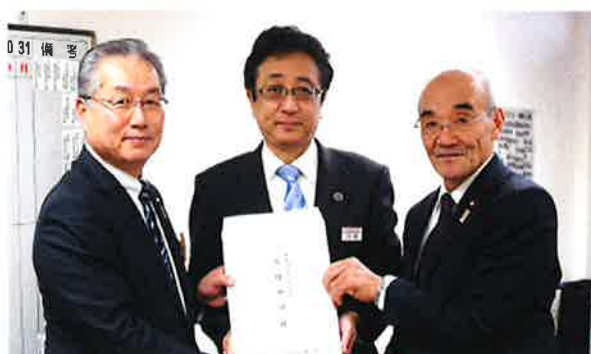
## 四国四県町村長・議長大会決議事項を尾崎県知事・県所管部長等に要望

平成30年12月17日(月)、池田洋光 高知県町村会長(中土佐町長)並びに川村雅士 高知県町村議会議長(土佐町議会議長)は、さる、9月26日(水)に徳島県で開催の「四国四県町村長・議長大会」において採択・決定した決議である「地方財政の充実・強化及び地方創生の推進」「医療・福祉施策の充実・強化」「南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の充実・強化」「四国地方の交通基盤等の整備促進」「農林水産業・地域の活力創造」「参議院選挙における合区の解消に関する特別決議」及び「四国八十八箇所霊場と遍路道に関する共同アピール」について、尾崎正直高知県知事をはじめ、今決議の所管である谷脇水産振興部長、田所林業振興・環境部長、笹岡 農業振興部長、鎌倉健康政策部長、井上 産業振興推進部長、門田地域福祉部長、酒井危機管理部長、村田土木部長、川村中山間振興・交通部長に対して要望活動を行った。

いずれの決議も本県町村が抱える重要且つ喫緊の課題であり、これらの決議内容を町村の具体例を用いて説明し、活発な意見交換を行った。



▲村田土木部長に要望



▲川村中山間振興・交通部長に要望





町村の取組

# わんさかわっしょい

わんぱくを通じて「佐川にこんな良いものがあったんだ」と



みんなで楽しむ 11の体験プログラム  
みんなで作る さかわのわ

「かつてといいま」が交差する  
みんなで作る文政の町・高知県佐川町  
幕政時代、山内家の筆頭家老・源氏氏が城下  
町として築き上げ、栄えてきた佐川町。まち  
のあちこちに、時代の息吹が感じられる場所  
がたくさん残されています。一方で、みん  
なでつくる総合計画など、市民がまちづくり  
の現場で活躍し、熱いうねりが生まれている  
元気なまちでもあります。みんなで作っしょ  
いづく、元気の佐川を共に築いてください！



佐川町長 堀見和道



2 昔の織り機で再生！里山の古布  
でつくるマイシヨルダーバック



1 テイステイニング体験&  
オリジナルブレンド紅茶づくり



5 未来の牧野ハカセと歩こう！  
バイカオウレン群生地ウォーキング



1 斗賀野地区の  
梅の里めぐり体験(特別ランチ付)



3 さかわ銘産「ホ」ものづくりリスト  
に学ぶ/オリジナルアクセサリー体験



8 仁淀ブルーが育んだ  
天然鮎の塩焼き&あゆづくし



7 フェアトレードのチョコが  
おいしい理由



6 牧野太郎生薬地の昔で作る  
テラリウム体験



11 美味しいトマトの見分け方教えます！  
もぎたてフルーツトマト体験



10 本物みたいなスイーツを作ろう！  
あなただけの食品サンプル体験



9 酒蔵見学&大正軒・鯉づくしと  
司牡丹を楽しむ会

# 交通災害共済 加入のご案内

この交通災害共済は、加入者が交通事故によりケガ等をされた場合に救済することを目的に、高知県内の町村、香南市及び香美市が共同して行っている共済制度です。

**申込みの受付期間は、平成31年2月1日～平成31年3月31日**

※新人その他の事情によっては4月1日以降も加入できます。

## ●対象となる交通事故

日本国内での交通事故による被災が対象となります。

例えは 1 歩行中、車や自転車と接触。

例えは 2 バスに乗車中、急ブレーキで転倒。

例えは 3 自転車やバイクで走行中、誤って転倒。



\* 停車中の乗降、バイクや自転車を降りて押す行為中などの事故は対象外です。  
対象となる交通機関は、(加入者用)裏面の「交通災害共済制度のあらまし」6をご覧ください。

## ●加入できる方は

高知県内の町村、香南市又は香美市に住民登録をしている方（年齢制限はありません）

## ●加入手続き

お住まいの町村役場、市役所（香南市、香美市）または加入の取りまとめを行っている自治会等を通じ加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金1人500円を添えてお申し込み下さい。

## ●共済掛金・共済期間

●掛金は **1人 500円**

●共済期間は  
平成31年 翌年  
**4月1日～3月31日**

**この申込用紙は、切り離さずに提出して下さい。**

## \* 事故にあわれた時の請求方法 \*

### 請求手順

### 災害見舞金額一覧表

| ①3日以上入院・通院から見舞金をお支払いいたします。<br>↓<br>②加入申込を行った町村役場又は市役所において請求手続きを行ってください。<br>↓<br>③審査・・・市町村及び本組合で支給の対象となるかの「審査」を行います。<br>↓<br>④見舞金の支給・・・審査の結果、支払決定となった場合、ご請求者様に送金通知書を送付し、見舞金を支給いたします。 | 等級   | 傷害の程度                       | 見舞金額       |
|---|------|-----------------------------|------------|
|   | 1    | 死亡（事故当日から180日以内の死亡）         | 1,000,000円 |
|   | 2    | 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級の障害 | 500,000円   |
|   | 3    | 治療等実日数180日以上                | 120,000円   |
|   | 4    | 80日以上                       | 100,000円   |
|   | 5    | 70日以上                       | 90,000円    |
|   | 6    | 60日以上                       | 80,000円    |
|   | 7    | 50日以上                       | 70,000円    |
|   | 8    | 40日以上                       | 60,000円    |
|   | 9    | 30日以上                       | 50,000円    |
|   | 10   | 20日以上                       | 40,000円    |
|   | 11   | 10日以上                       | 30,000円    |
| 12  | 3日以上 | 20,000円                     |            |

「治療等実日数」とは、入院日数と実際に通院治療を受けた日数のことです。

また、請求書類に以下の原本を添付した場合には、1事故につき次の額を加算します。

- ①自動車安全運転センター発行 交通事故証明書540円（交付手数料）
- ②医師の診断書（組合指定 様式4号-1）及び柔道整復師等の施術証明書（様式4号-2）5,000円  
注）診断書と施術証明書を共に添付した場合や複数枚添付した場合でも1事故につき5,000円です。

ご請求期間：交通事故発生の日から2年以内です。ご注意ください。

※ 加入や請求の際のご不明点などについては、お住まいの高知県内の町村役場、香南市役所又は香美市役所の担当窓口にお問い合わせ下さい。

高知県市町村総合事務組合